

刈谷市営住宅入居者募集案内

募集する住宅

No.	住宅名	室番号	所在地	完成年度	階数・間取り	浴槽等設置	家賃(円)	駐車場	備考
1	下重原	4-404	下重原町3-64	R3	4階建4階1R・EV有	○ (設置済)	13,700～20,500	○	単身高齢者優先
2	中山	701	中山町2-32	H17	7階建7階2DK・EV有	○ (設置済)	23,900～35,500	○	
3	伊勢倉	B304	泉田町欠ノ上11-2	H3	4階建3階3DK	× (自己負担)	23,900～35,600	○	
4		A107		H1	4階建1階3DK	× (自己負担)	23,200～34,500	○	
5	恩田東	B103	恩田町2-157-1	S60	4階建1階3DK	× (自己負担)	22,300～33,200	○	
6	恩田西	B106	恩田町2-153-2	S56	4階建1階3DK	× (自己負担)	19,800～29,500	○	
7		A403		S55	4階建4階3DK	× (自己負担)	19,500～29,000	○	単身者申込不可
8	丸荒田	B103	丸田町6-36-1	S51	4階建1階3K	× (自己負担)	14,500～21,500	○	身体障害者・高齢者世帯優先
9		C204			3階建2階3K	× (自己負担)	14,500～21,500	○	
10		A401		S50	4階建4階3K	× (自己負担)	14,200～21,200	○	
11	下松	B202	小垣江町下松1-5	S47	4階建2階3K	× (自己負担)	9,400～14,000	×	
12		B307			4階建3階3K	× (自己負担)	9,400～14,000	×	ひとり親世帯優先
13	下重原	1-209	下重原町3-64	S46	4階建2階2DK・EV有	給湯器・シャワー有	10,100～15,000	○	
14		2-302			4階建3階2K・EV有	給湯器・シャワー有	8,700～13,000	○	
15	上沢渡	B1-4	小垣江町上沢渡50-1	S37	2階建3K	× (自己負担)	4,000～5,900	×	
16		A2-1		S36	平屋建2K	× (自己負担)	2,900～4,400	×	

※EVはエレベーター

※単身高齢者…60歳以上の単身者。

※身体障害者世帯…本人または同居者が身体障害者（1級～4級）である世帯。

※高齢者世帯…本人が60歳以上で、その家族は配偶者、18歳未満または60歳以上の人のみの世帯。

※ひとり親世帯…20歳未満の子を養育するひとり親世帯。

※単身者の方の申込みには制限があります。

※No.3～12、15～16の住宅は、浴槽・風呂釜・換気扇(台所)は設置してありません（自己負担で設置可）。

※No.13～14の住宅は、浴槽・換気扇(台所)は設置してありません（自己負担で設置可）。

※網戸は、原則設置されていません。

※家賃以外に、原則共益費（共用部の電気・水道使用料など）・自治会費の支払いが必要になります。

※退去時に、畳の表替え、襖の張替え、及び入居者の責に帰すべき修繕の費用負担が必要になります。

【入居申込受付】

○期間 令和7年11月17日（月）～令和7年11月28日（金）

午前8時30分～午後5時15分

○場所 市役所建築課（6階）またはオンライン申請フォーム（QRコード）から

▼オンライン申請はこちら



【抽選および抽選結果発表日】

令和7年12月1日（月）

抽選結果については、仮当選・次点・次々点の方に当日中に電話連絡しますので、申込書の電話番号は必ず連絡の取れる番号をご記入ください。

なお、当日中に連絡がなかった方は落選されたということになりますので、ご了承ください。

また、次点・次々点の方においては、前の順位の方が入居にいたらなかった場合に仮当選の権利が移ります。その際は、こちらからご連絡させていただきます。

【入居可能日】

令和8年1月15日（木）

【次回募集のお知らせ】

令和8年2月号の市民だよりをご覧ください。

※市民だよりは毎月1日の月1回発行になりました。

連絡先	刈谷市建築課市営住宅係
所在地	刈谷市東陽町1丁目1番地
電話	0566-62-1021

市営住宅の浴室設備について

平成３年以前に建てられた市営住宅には、浴室はありますが、浴槽・風呂釜が設置してありません。ご希望の場合は入居者の方の費用負担で設置していただくことが可能です。

また、設置した場合、退去の際には撤去していただく必要があります。

設置可能な設備や対応可能な業者については、「バランス釜」、「風呂釜」等で検索いただくか、建築課までお問い合わせください。

●設置前の浴室のイメージ



風呂釜等設置費用（参考）

○風呂釜（追炊き、シャワー付）・浴槽
…約２１万円（税別）※設置費用込み

○風呂釜（追炊きのみ、シャワー無し）・浴槽
…約１６万円（税別）※設置費用込み

※市内業者の一例

※費用は変動する可能性があります。

退去時にかかる費用について（参考）

市営住宅を退去する際は、以下の費用がかかります。

○畳の表替え・襖の張替え代金…畳・襖のある部屋１部屋あたり約１０万円（目安）

※畳・襖の枚数により変わります。

※退去時には費用が変動している可能性があります。

○入居後にご自身で設置した物品等の撤去費用

○入居者の責に帰すべき修繕の費用 等

申込資格

- 1 申込者が刈谷市内に住所を有し、又は勤務していること。
- 2 現に同居し、又は同居しようとする親族等（内縁関係にある方及び入居可能日から3ヶ月以内に入籍し、同居する婚約者、里子、親族に準ずる者として市長が認めた者を含む。）があること。
 - (1) 内縁関係にある方は、住民票の続柄に「未届（内縁）の妻（夫）」と記載されており、戸籍謄本で、ほかに婚姻関係がないことが確認できる場合に申込みできます。
 - (2) 夫婦を分割して申込むことはできません。

※離婚調停中（申込時に裁判所の事件証明書等が必要）などの理由がある場合を除きます。
 - (3) 不自然に家族を分割する場合や、不自然な寄り合い世帯及び税法上の扶養関係がない親族等で構成された世帯は申込みできません。

例：兄弟姉妹（両親死亡の場合を除く）での申込み。
例：おじ、甥、いとこ等との申込み。
例：他の人に扶養義務のある親族と同居する申込み。
例：友人、知人同士での申込み。
例：祖父母と扶養関係のない孫との申込み。
 - (4) 市が定める入居指定日から15日以内に、申込書記載の家族全員が入居できる方ではないと申込みできません。

婚約により申込みされた方は、入居可能日から15日以内に、申込者のうち1人は必ず入居し、入居可能日から3ヶ月以内には申込家族全員が入居してください。
※入居後、世帯全員の住民票を提出してください。（婚約者の方は婚姻手続き終了後の住民票の写しを提出してください。）
 - (5) 申込後に同居予定者の変更や、婚約者の変更があった場合は、原則申込みを無効とします。（変更後の親族等で申込む場合は、再度、市営住宅入居申込書を提出してください。）
- 3 現に住宅に困窮していることが明らかなこと。
 - (1) 申込者本人及び同居予定者の中に持家（自家所有者）の方がいる場合は申込みできません。（申込時に売却や差し押さえ等により、入居可能日までに持家（自家所有者）でなくなることが証明できる場合を除きます。）
 - (2) 公営住宅にお住まいの方は、住宅困窮に該当しませんので、申込みできません。
- 4 公営住宅法施行令に定める収入基準に適合していること。
 - (1) 申込日現在での申込家族全員の収入金額が収入基準の計算対象となります。
 - (2) 申込日現在で収入のある方を、退職予定での無職無収入とした申込みはできません。

- 5 市町村税の滞納をしていないこと。
- 6 敷金（家賃の3ヶ月分）を市が指定する期日までに納入できること。
- 7 家賃（住宅使用料）の支払いが可能なこと。
- 8 入居者及び同居者が暴力団員でないこと。（入居後、暴力団員であることが判明した場合、または入居後に暴力団員になった場合は、住宅を明け渡していただきます。）
- 9 本市市営住宅において未納家賃がないこと。
- 10 過去5年以内に本市市営住宅において、明渡し請求を受けていないこと。
（現在、明渡し請求を受けている方も申込みできません。）

●次の①～⑧のいずれかに該当する方は、申込資格2の要件にかかわらず単身者でも申込みできます。（申込資格のうち、2以外の要件には、該当していること。）
ただし、単身者世帯の方は3DKの住宅には入居申込みできません。

①申込日現在で満60歳以上の方

②以下の障害のある方

- ・身体障害者（1級から4級までの障害のある方）
- ・精神障害者、知的障害者（精神保健福祉手帳または療育手帳の交付を受け得る程度の障害のある方）は、**障害の程度や自活可能の判断についての医師の診断書等が入居審査の際に必要です。**

③戦傷病者（恩給法の特別項症から第6項症までの方と第1款症の障害のある方）

④原子爆弾被爆者（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方）

⑤生活保護を受けている方

⑥引揚者（海外から引き上げて5年を経過していない方）

⑦ハンセン病療養所入所者等

⑧DV被害者（配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する被害者で5年を経過していない方） ※申込時に女性センター等の証明が必要です。

注）入居される家族の人数等により、お申し込みいただけない住宅があります。

申込みに必要な書類

市営住宅抽選申込書（窓口での申込みの場合）

申込方法

窓口またはあいち電子申請・届出システムを利用したオンラインでの申込みがあります。

〈窓口での申込み〉

市営住宅抽選申込書に必要事項を記入し、申込受付期間内に直接、市役所建築課までご持参ください。（郵送による申込みは原則できませんが、他の方法での申込みが困難な場合は事前にご相談ください。）

受付後、受付票をお渡しします。

〈あいち電子申請・届出システムでの申込み〉

募集案内に掲載があるQRコードからシステムに遷移できますので、申込受付期間内にお申込みください。

申込受付後、数日以内に受理通知メールを送付します。受理通知メールを受け取った時点で申込完了となります。

注意事項

- ・申込みは1世帯1住宅とします。（住宅、室番号を指定してお申込みください。）
- ・多回数落選者の方（令和5年度以降の入居者抽選において5回以上落選している方）につきましては、優遇措置（次項目参照）を行いますので、申込み時に必ずお申し出ください。 ※お申し出がないと優遇措置が受けられませんので、ご注意ください。
- ※仮当選しますと次の「入居資格審査に必要な書類」を1週間以内に提出していただきますので、すぐに用意できることを事前によく確認してお申込みください。

多回数落選者優遇措置

落選回数算定期間内の落選回数に応じて、下記のとおり抽選玉数を増加し、当選確率を高くします。

- ① 落選回数5回から9回・・・割り当て玉数2個
 - ② 落選回数10回以上・・・割り当て玉数3個
- ・落選回数算定期間は、令和5年度以降の募集抽選分とします。
（当該年度を除く直近2ヶ年度分＋当該年度の当該募集の前回分までを算入する。）
 - ・仮当選した時点で、過去の落選回数は0回となります。辞退や失格などにより入居しなかった場合でも過去の落選回数は0回となり、次からは新たな申込みとなります。
 - ・入居申込み時に多回数落選者である旨を申し出いただいた方について、落選回数を確認し、該当の方に抽選時に落選回数に応じて優遇措置を実施します。
- ※申込み時に申し出がないと優遇措置を受けられませんので、必ずお申し出ください。

入居資格審査に必要な書類

仮当選された方は、入居資格を審査しますので、次のもの（１～８のうち該当するもの）が必要となります。仮当選通知から１週間以内に建築課へ提出してください。

※いかなる理由があっても指定期日までにすべての必要書類を提出されない場合は、仮当選の資格を失いますのでご注意ください。

1 市営住宅入居申込書

入居する方全員の情報をご記入ください。

○身元確認書類

- ・ 個人番号カード、運転免許証、身体障害者手帳、在留カードなど写真付身分証明書
- ・ 国民健康保険、健康保険、後期高齢者医療保険などの被保険者証、年金手帳、印鑑登録証明書などの本人の写真の表示がないものは２点必要となります。

2 世帯全員の住民票の写し（個人番号付き）

世帯主・続柄・本籍・筆頭者が記載された、現在の同居家族全員分を提出してください。

- ・ 住民票の写しを申請する際には、必ず「省略されていないもの」と申請してください。
- ・ 婚約者の方や内縁関係にある方についても上記と同様の住民票を提出してください。

3 所得を証明する書類

収入を証明する書類区分表に従って該当する書類の全てを各１部提出してください。

- ・ 申込家族の中で収入（給料や年金）のある方は、全員提出してください。
- ・ 無職や収入の無い場合でも提出していただく場合があります。

〈令和７年１２月まで〉

●令和６年度(令和５年分)市県民税所得課税証明書

…令和６年１月１日現在の住民登録地

●令和７年度(令和６年分)市県民税所得課税証明書

…令和７年１月１日現在の住民登録地

〈令和８年１月から〉

●令和７年度(令和６年分)市県民税所得課税証明書

…令和７年１月１日現在の住民登録地

●令和７年分 源泉徴収票（年金・給与）

4 市町村税納税証明書（市町村税完納証明書）

全ての市（町村）税を滞納していないことがわかるものを提出してください。

- ・ 申込家族の中で所得証明書を提出した方は、全員提出してください。

※市（町村）税 … 市（町村）民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

《以下の書類は該当される方のみ提出となります》

5 障害を証明する手帳等

※契約者が精神および知的障害者手帳をお持ちの場合は**医師の診断書等**が必要です。

6 戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）※本籍地のある市区町村で取得

- (1) 母子（父子）世帯で申込みされる方
- (2) 単身で申込みされる方
- (3) 両親が死亡し、兄弟姉妹で申込みされる方
- (4) 内縁関係等で申込みされる方
- (5) 別居中の親（子）世帯と同居する申込みの方

※外国籍の方は、現在婚姻していない等を証明するための戸籍に代わる書類が必要です。

（日本語の翻訳文を添付してください）

◎未婚の方…独身証明書・または現在配偶者が無いことの公的証明書・領事館、大使館の証明のいずれかを提出

◎離婚の場合…離婚の注釈が記載されている証明書または現在配偶者が無いことの公的証明書・領事館、大使館の証明書のいずれかを提出

7 その他必要な書類

- ・市外在住の方…刈谷市に勤務している旨の勤務証明書
- ・婚約中の方…婚約証明書
- ・退職、離職された方…離職票の写し又は退職証明書
- ・離婚調停中の方…家庭裁判所発行の事件係属証明書
- ・持家処分により申込みされる方…不動産の売買契約書、又は競売開始の証明書等
- ・生活保護を受けている方…生活保護扶助料受給証明
- ・親族に準ずる者として市長が認めた方…刈谷市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証

資格の喪失

次の方は、仮当選後又は入居資格審査後及び入居後であっても入居の資格を失います。

- 1 申込資格がないことが判明した方
 - 2 申込書の記載内容が事実と相違していた方
 - 3 仮当選後、指定された期日までに、入居資格審査に必要な書類を提出できない方
 - 4 重複申込み又は虚偽の申込みをしたことが判明した方
 - 5 同居親族等の変更（出生・死亡の場合を除く）や婚約者の変更があった方（死亡等により単身者となった場合は、入居の資格を失います。）
 - 6 受付後において、住所や連絡場所等の変更があっても連絡のなかった方
 - 7 入居決定通知後、指定された期日までに、敷金の納入及び請書等の提出をしない方
 - 8 入居可能日から15日以内に申込家族全員が入居できない方
- なお、婚約により申込みされた方は、入居可能日から15日以内に申込者のうち1人は必ず入居し、入居可能日から3ヶ月以内に申込者全員が入居できない場合

入居決定者の提出書類

入居が決定した方は、入居の手続きに次のものが必要となります。

入居決定日から指定の期日までに建築課へ提出してください。

- | | | |
|---|--|-----|
| 1 | 請書 | 2 通 |
| 2 | 入居者の印鑑登録証明書（3ヶ月以内のもの） | 1 通 |
| 3 | 緊急連絡人登録届 | |
| | ※緊急連絡人の住所及び氏名が確認できる証明書（運転免許証等）の写しを添付 | |
| 4 | 敷金（家賃の3ヶ月分）の領収書（金融機関で納付後のもの） | |
| 5 | 世帯員報告書 | |
| 6 | 家賃口座振替依頼届の依頼者控（金融機関で <u>手続き済み</u> のもの） | |

入居後の提出書類

- 1 入居者全員の住民票の写しを入居可能日から15日以内に提出してください。
※婚約者の方については、婚姻手続き終了後ただちに住民票の写しを提出してください。
- 2 必要に応じて提出していただく書類
 - (1) 市営住宅家賃減免申請書
 - (2) その他

共益費等

市営住宅に入居されますと、家賃以外に次のような費用が必要となります。

- 1 水道・電気・ガス・下水道等の使用料
- 2 居住中に破損及び汚損した箇所の修繕費用
- 3 汚物等の処理に関する費用（排水管の清掃費、汚水処理場の保守管理費用等）
- 4 共用部に設置されている設備を使用するための費用
（階段灯・街路灯の電気使用料、共用水栓の水道使用料等）
- 5 共用敷地の清掃及び樹木・草花を手入れするための費用
- 6 自治会費（町内会費）等に類する費用
- 7 その他

注意事項

- 1 **犬・猫などのペット類は、鳴き声や悪臭等のため近隣の入居者の方に迷惑をかけることとなりますので、飼育は固くお断りします。**
申込みの際は、その点を十分ご留意いただき、良好な共同住宅環境で生活できるようご協力ください。
- 2 住宅内の駐車スペース等は、各住宅自治会（駐車委員会）で、自主的に管理規則等を設け適正な運営に努めておりますので、駐車場の使用については、その定めに従っていただき、不正駐車等をしないでください。住宅によっては、駐車場が団地内にない場合もあります。なお、市では自動車保管場所証明書（車庫証明）は発行しません。
- 3 **家賃は、必ず納期限（その月の月末）までに納入してください。家賃を3ヶ月以上滞納されますと、住宅を明け渡していただきます。**
- 4 家賃の支払いは、預金口座振替の手続きを行ってください。
- 5 **毎年度、入居家族全員の収入金額を報告していただき、その収入の金額に基づき収入の額を認定し、家賃を決定します。入居後3年経過しますと収入の額によりましては、住宅を明け渡していただくことがあります。**
- 6 市営住宅には、多数の方々が入居されております。快適な共同生活を円満に営むためには、「他人への思いやり」や「お互いの協力」が必要となります。入居されましたら、市営住宅を明るく楽しい生活の場所としてくださるようお願いいたします。
- 7 身体障害者世帯向住宅、老人世帯向住宅及びシルバーハウジング住宅に入居された方で、入居後においてそれぞれの入居資格に該当しなくなった場合は、住宅を明け渡していただくこととなりますのでご承知おきください。
- 8 入居者又は同居者が暴力団員であるにもかかわらず偽って入居していることが判明した場合、入居後に入居者又は同居者が暴力団員となったことが判明した場合には、住宅を明け渡していただきます。

入居者を募集する空き家住宅は、以前に人が居住していた住宅ですので、新設住宅のような状態ではありません。入居していただく際に、修繕等のできかねる箇所があります。その点を十分にご了承のうえ、お申し込みください。

《収入等を証明する書類区分表》

「申込に必要な書類」のうち、収入等を証明する書類については、次の区分表により該当する●印及び○印の書類をすべて提出してください。なお●印の書類により収入基準の審査対象となります。

申込者区分	収入を証明する書類 現在の状況 〔就職時期等により提出していただく書類が違いますのでご注意ください〕	申込月	市区町村発行の所得証明書	源泉徴収票（前年分）	給与支給証明書	確定申告の控え	月別明細書	年金改定通知書の写し 又は 最近の年金振込み通知書の写し	業届、卒業証書の写し等	転職を証明する書類（退職証明書、廃業届）	扶養を証明する書類
給与所得者	ア 前年1月1日以前から現在の勤務に引き続き勤務している方。	1～5月	○	●							
		6～12月	●								
	イ 前年1月2日以降に就職（転職）し申込時まで1年以上経過している方。	1～12月	○		●						
	ウ 前年1月2日以降に就職（転職）し申込時までの勤務期間が1年未満の方。	1～12月	○		●				○		
	エ 最近まで主たる収入者の扶養家族になっており、最近就職した方。	1～12月			●						○
自営業者	オ 前年1月1日以前から引き続き営業している方。	1～3月	○			(●)	●				
		4～5月	○			●					
		6～12月	●								
	カ 前年1月2日以降に営業開始し申込時まで1年以上経過している方。	1～12月	○				●				
	キ 前年1月2日以降に営業開始し申込時までの営業期間が1年未満の方。	1～12月	○				●		○		
	ク 最近まで主たる収入者の扶養家族になっており、最近営業を始めた方。	1～12月					●				○
その他	ケ 年金受給者	1～5月	○	●							
		6～12月	●								
	コ 失業中の方		●雇用保険受給資格者証の写し								
	サ 生活保護受給者		●生活扶助料受給証明書								

備考 ・ 所得証明書 …… 市町村の税務担当課において、扶養家族の有無等を確認できる所得証明を受けてください。

・ 源泉徴収票 …… 手書きのものについては社印及び代表印のあるもの。

・ 給与支給証明書 イの場合 …… 現在の勤務先で、過去1年間の支給証明を受けてください。

ウエの場合 …… 現在の勤務先で、就職した月から申込月の前月までの支給証明を受けてください。

・ 月別明細書 オの場合 …… 前年1月から12月前の所得を記入してください。

なお、確定申告を済まされた方は申告書の控えを提出してください。

カの場合 …… 申込月の前月から過去1年分の所得を記入してください。

キクの場合 …… 営業を開始した月から前月までの所得を記入してください。

収 入 基 準

申込資格の収入基準は「所得月額」によって判定します。ただし、申込家族の中で収入のある方が1人で、その収入が給与所得又は事業所得等であり、特別控除に該当する方がいない場合は、「所得月額」の計算をすることなく、下記の収入基準早見表により申込資格の有無が判定できます。

《表1 年間総収入金額でみる収入基準早見表（給与所得者の場合）》

給与所得者が1人で、特別控除対象者がいない場合の早見表です。

源泉徴収票の「支払金額」欄の金額をあてはめます。（公的年金を支給されている方を除く。）

	区分	同居・扶養親族 所得月額	0 人 (単身者)	1 人 (2人家族)	2 人 (3人家族)	3 人 (4人家族)	4 人 (5人家族)	5 人 (6人家族)
			円 以下	円 以下	円 以下	円 以下	円 以下	円 以下
年間 公的 年金 総 収入 は 除 く	原則 階層	I	104,000 円以下	2,043,999 以下	2,583,999 以下	3,127,999 以下	3,663,999 以下	4,135,999 以下
		II	104,000 円を超え 123,000 円以下	2,044,000 2,367,999	2,584,000 2,911,999	3,128,000 3,451,999	3,664,000 3,947,999	4,136,000 4,423,999
		III	123,000 円を超え 139,000 円以下	2,368,000 2,643,999	2,912,000 3,183,999	3,452,000 3,711,999	3,948,000 4,187,999	4,424,000 4,575,999
		IV	139,000 円を超え 158,000 円以下	2,644,000 2,967,999	3,184,000 3,511,999	3,712,000 3,995,999	4,188,000 4,471,999	4,576,000 4,947,999
	裁量 階層	V	158,000 円を超え 186,000 円以下	2,968,000 3,447,999	3,512,000 3,943,999	3,996,000 4,415,999	4,472,000 4,891,999	4,948,000 5,367,999
		VI	186,000 円を超え 214,000 円以下	3,448,000 3,887,999	3,944,000 4,363,999	4,416,000 4,835,999	4,892,000 5,311,999	5,368,000 5,787,999

《表2 年間総所得金額でみる収入基準早見表（自営業者等の場合）》

事業所得者の方が1人で、特別控除対象者がいない場合の早見表です。

	区分	同居・扶養親族 所得月額	0 人 (単身者)	1 人 (2人家族)	2 人 (3人家族)	3 人 (4人家族)	4 人 (5人家族)	5 人 (6人家族)
			円 以下	円 以下	円 以下	円 以下	円 以下	円 以下
年間 総 所得 額	原則 階層	I	104,000 円以下	1,248,000 以下	1,628,000 以下	2,008,000 以下	2,388,000 以下	2,768,000 以下
		II	104,000 円を超え 123,000 円以下	1,248,001 1,476,000	1,628,001 1,856,000	2,008,001 2,236,000	2,388,001 2,616,000	2,768,001 2,996,000
		III	123,000 円を超え 139,000 円以下	1,476,001 1,668,000	1,856,001 2,048,000	2,236,001 2,428,000	2,616,001 2,808,000	2,996,001 3,118,000
		IV	139,000 円を超え 158,000 円以下	1,668,001 1,896,000	2,048,001 2,276,000	2,428,001 2,656,000	2,808,001 3,036,000	3,118,001 3,416,000
	裁量 階層	V	158,000 円を超え 186,000 円以下	1,896,001 2,232,000	2,276,001 2,612,000	2,656,001 2,992,000	3,036,001 3,372,000	3,416,001 3,752,000
		VI	186,000 円を超え 214,000 円以下	2,232,001 2,568,000	2,612,001 2,948,000	2,992,001 3,328,000	3,372,001 3,708,000	3,752,001 4,088,000

【早見表の見方】

表1、表2の「同居・扶養親族数」欄の人数は申込者本人を含まない数です。

（例1）4人家族で、収入者が1人で同居・扶養親族3人の場合は、「3人」の欄を見てください。

（例2）3人家族で、収入者が1人で同居・扶養親族が2人、別居扶養親族が2人いる場合は、「4人」の欄を見てください。

注：前年1月2日以降に就職、転職又は、新しく事業を始められた方、年金を受給されている方、障害者の方や65歳以上の方がおられるなどで特別控除をする必要がある方、家族の中に2人以上の収入のある方などが、この表とは異なります。

（ことばの説明）

年間総収入金額・・・給与又は年金等による1年間の税込みの収入（源泉徴収票での「支払い金額」）のことです。

年間総所得金額・・・給与所得者の方は年間総収入金額から表3の方法による算出した1年間の所得金額（源泉徴収票での「給与所得控除後の金額」）のことを、自営業の方は年間の総収入金額から所得税法上の必要経費を差し引いた後の金額のことです。

《所得月額の算出のしかた》

入居資格の有無、種別を判定する根拠である「所得月額」とは、国の定めたきまりに基づいて算出したものです。一般に言われる「月々いくら」とか「手取り」などとは異なります。

以下の計算の順序にしたがってあなたの世帯の「所得月額」を算出してください。

- 1 申込家族全員の年間総所得金額を対象とします。
(前年1月2日以降に転職等をされた方で、収入等の証明が1年未満の方は、1年間に換算します。)
- 2 各々の年間総所得金額から個別の特別控除額を控除し合算します。
- 3 合算した金額から一般控除額及びその他の特別控除額を控除した後、12で除し所得月額を算出します。

《算 式》

年間総所得金額	基礎控除 振替分	個別の 特別控除	一般控除	その他の特別控除	÷12
給与所得者の方は表3 により算出した金額。 ※注1 所得金額調整控除	10 万円 ※注2	寡婦 27 万円 ひとり親 35 万円 ※注3	38 万円 × 同居親族数 又は 扶養親族数	障害者 27 万円 特別障害者 40 万円 16 歳以上 23 歳未満の 者に係る特定扶養親族 25 万円 老人扶養親族 10 万円 各々×対象者数	
収入のある方が 2 人以上いる場合には、上記の算式で各々計算し(マイナ スの時は 0 とする)出た金額を合算した金額					

※注1 給与所得と年金所得の双方を有する場合、租税特別措置法により、所得金額調整控除として最大10万円控除となります。

※注2 個人事業主(自営業者等)の方は上記算式の基礎控除振替分はありません。 ※注3 寡婦とひとり親の併用はできません。

計算した所得月額による申込資格は次のとおりです。

所得区分	所得月額	所得区分	所得月額
I	104,000円以下	IV	139,000円を超え、158,000円以下
II	104,000円を超え、123,000円以下	V	158,000円を超え、186,000円以下
III	123,000円を超え、139,000円以下	VI	186,000円を超え、214,000円以下

に該当する申込み世帯には一定の条件が必要となります。(裁量世帯)

〈所得区分がV、VIに該当する世帯〉

- ①心身障害者世帯 家族の中(同居親族)に中度(B・3度)以上の知的障害、中度(2級)以上の精神障害、4級以上の身体障害のある方、又は恩給法別表第1号表の3第1款症以上の障害がある戦傷病者のいる世帯。
- ②原爆被爆者世帯 家族の中(同居親族)に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方のいる世帯。
- ③高齢者世帯 本人が60歳以上で、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者で構成された世帯。
- ④引揚者の方 海外からの引揚者で本邦に引き上げた日から起算して5年を経過していない方。(引揚証明書の交付を受けている方。)
- ⑤ハンセン病療養所入所者等 家族の中(同居家族)に平成8年3月31日までに国立ハンセン病療養所又は私立ハンセン病療養所に入所していた方のいる世帯。
- ⑥子育て世帯 小学校就学の始期に達するまでの子と同居しようとする世帯。

《表3 年間総所得金額算出のしかた》

(公的年金以外の場合)

年間総収入金額	年間総所得金額	年間総収入金額	年間総所得額
1円～ 550,999円	0円	1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
551,000円～1,618,999円	総収入金額－550,000円	1,628,000円～1,799,999円	(注)A×0.6＋100,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	1,800,000円～3,599,999円	(注)A×0.7－80,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	3,600,000円～6,599,999円	(注)A×0.8－440,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	6,600,000円～8,499,999円	総収入金額×0.9 －1,100,000円※

(注) Aの計算は、 $\frac{\text{年間総収入金額}}{4,000} = \text{ } \left(\begin{array}{l} \text{小数点以下を} \\ \text{切り捨てる} \end{array} \right) \rightarrow \text{ } \times 4,000 = A$

(例) $\frac{2,671,666 \text{円 (年間総収入金額)}}{4,000} = 667.9165 \rightarrow 667 \times 4,000 = 2,668,000 \text{円 (A)}$
切り捨てる。

(公的年金の場合)

64歳以下の方		65歳以上の方	
年間総収入金額	年間総所得金額	年間総収入金額	年間総所得金額
130万円未満	公的年金総収入－60万円	330万円未満	公的年金総収入－110万円
130万円以上 410万円未満	公的年金総収入×0.75－27万5千円	330万円以上 410万円未満	公的年金総収入×0.75－27万5千円
410万円以上 770万円未満	公的年金総収入×0.85－68万5千円	410万円以上 770万円未満	公的年金総収入×0.85－68万5千円

(注) 遺族年金、障害年金などの課税されない所得は所得基準の計算対象とはなりません。

《表4 収入計算で控除する金額》 (年間総所得額から次の額を控除します。)

区分	控 除 項 目	控 除 対 象 者			控 除 額
一 般 控 除	同 居 親 族 控 除	申込家族のうち申込者以外の方。			1 人につき 38 万円
	扶 養 親 族 控 除	申込家族には入っていないが、所得税法上の扶養親族控除の対象として認められている方。（仕送りをしているだけでは、扶養親族にならない場合があります。）			
個 別 の 特 別 控 除	寡 婦 控 除 （ひとり親控除に 該当しない①～③ の全ての要件を満 たす場合が対象。）	①・夫と死別し又は離婚したのち婚姻していないか、夫の生死が不明の方で扶養親族のある方。 ・夫と死別したのち婚姻していないか、夫の生死が不明の方。 ②合計所得金額が 500 万円以下であること。 ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。			その人の 所得から 27 万円
	ひ と り 親 控 除 （①～④の全ての 要件を満たす場合 が対象。）	①婚姻をしていない又は配偶者と離婚・死別等後に婚姻していない方。 ②総所得金額が 48 万円以下の生計を一にする子がいる。 ③合計所得金額が 500 万円以下であること。 ④事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。			その人の 所得から 35 万円
そ の 他 の 特 別 控 除	障 害 者 控 除	申 込 者 又 は 一 般 控 除 対 象 者 の 中 で 心 身 障 害 者 で あ り 、 手 帳 等 を 交 付 さ れ て い る 方 。	身 体 障 害 者 手 帳	3 ～ 6 級	1 人につき 27 万円
			精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳	2 ・ 3 級	
			愛 護 手 帳	3 ・ 4 度	
			療 育 手 帳	B ・ C	
			戦 傷 病 者 手 帳	第 4 項 症 ～ 第 4 目 症	
	特 別 障 害 者 控 除	申 込 者 又 は 一 般 控 除 対 象 者 の 中 で 重 度 の 心 身 障 害 者 で あ り 、 手 帳 等 を 交 付 さ れ て い る 方 。	身 体 障 害 者 手 帳	1 ・ 2 級	1 人につき 40 万円
			精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳	1 級	
			愛 護 手 帳	1 ・ 2 度	
			療 育 手 帳	A	
			戦 傷 病 者 手 帳	特 別 項 症 ～ 第 3 項 症	
			被 爆 者 健 康 手 帳 所 持 者 の う ち 、 厚 生 大 臣 の 認 定 患 者		
	16 歳 以 上 23 歳 未 満 の 者 に 係 る 扶 養 親 族 控 除	一 般 控 除 対 象 者 の 中 で 年 令 16 歳 以 上 23 歳 未 満 の 方 で 、 収 入 の あ る 方 の 扶 養 親 族 と 認 め ら れ て い る 方 。			1 人につき 25 万円
	老 人 扶 養 親 族 控 除	一 般 控 除 対 象 者 の 中 で 年 令 70 歳 以 上 の 方 で 、 収 入 の あ る 方 の 扶 養 親 族 と 認 め ら れ て い る 方 。			1 人につき 10 万円

(注) 婚約者の方も同居親族に含みます。年齢は、申込日現在の満年齢とします。

《収入計算の対象とならないもの》

生活保護の扶助料、雇用保険給付金、傷病手当給付金、休業補償金、労災保険給付金、仕送り、奨学金、給与所得者の一定額までの通勤手当、遺族年金、障害年金、老齢福祉年金などの課税されない所得は、所得基準の計算対象とはなりません。
なお現在上記の所得のみで生計を維持されている方は、市営住宅にお申込みできます。

収入基準の計算例

●収入を得ている人が2人いる場合 (その他の特別控除該当者あり)

申込本人：自営年間所得	2, 630, 000 円	所得の合計	2, 630, 000 円+733, 428 円= 3, 363, 428 円
妻	：給与年間総収入 1, 383, 428 円	親族控除	380, 000 円× 3 人= 1, 140, 000 円
子	：17 歳 (学生、扶養親族)	16 歳以上 23 歳未満の者に係る扶養親族控除	
子	：16 歳 (学生、扶養親族)		250, 000 円× 2 人= 500, 000 円
●妻の所得金額の算出	表3により 833, 428 円	3, 363, 428 円－ 1, 640, 000 円	= 143, 619 円 (所得月額)
基礎控除振替分の 10 万円により	733, 428 円	12 ヶ月	

※申込みできます。(所得区分Ⅳ)

●前年 1 月 2 日以降に就職、転職又は新しく事業を始められた方の場合

夫 (36 歳) : 就職して 10 ヶ月で この間の収入金額 2,830,000 円 (給与 2,530,000 円、賞与 300,000 円)	所得金額 2,155,200 円 親族控除 380,000 円×2 名 = 760,000 円
妻 (28 歳) : 無収入	$\frac{2,155,200 \text{ 円} - 760,000 \text{ 円}}{12 \text{ ヶ月}} = 116,266 \text{ 円 (所得月額)}$
子 (10 歳) : 学生	
●夫の年間総収入金額及び所得金額の算出	
$\frac{2,530,000 \text{ 円}}{10 \text{ ヶ月}} \times 12 + 300,000 \text{ 円} = 3,336,000 \text{ 円} \Rightarrow$	
表 3 により年間所得金額は、2,255,200 円	
基礎控除振替分の 10 万円により 2,155,200 円	

※申込みできます。(所得区分Ⅱ)

●個別の特別控除該当者（ひとり親控除）がいる場合

母 (30 歳) : 給与年間収入金額 2,110,300 円	所得金額 1,295,600 円 - 350,000 円 = 945,600 円
子 (9 歳) : 学生	ひとり親控除 350,000 円
子 (7 歳) : 学生	親族控除 380,000 円×2 名 = 760,000 円
●母の所得金額の算出 表 3 により 1,395,600 円	$\frac{945,600 \text{ 円} - 760,000 \text{ 円}}{12 \text{ ヶ月}} = 15,466 \text{ 円 (所得月額)}$
基礎控除振替分の 10 万円により 1,295,600 円	

※申込みできます。(所得区分Ⅰ)

●公的年金受給者がいる場合

子 (44 歳) : 給与年間収入金額 2,199,834 円	所得の合計 1,357,200 円 + 800,000 円 = 2,157,200 円
父 (71 歳) : 年金年間収入金額 2,000,000 円	親族控除 380,000 円×2 名 = 760,000 円
母 (63 歳) : 年金年間収入金額 580,000 円	
●子の所得金額の算出 表 3 により 1,457,200 円	$\frac{2,157,200 \text{ 円} - 760,000 \text{ 円}}{12 \text{ ヶ月}} = 116,433 \text{ 円 (所得月額)}$
基礎控除振替分の 10 万円により 1,357,200 円	
●父の所得金額の算出 表 3 により 900,000 円	
基礎控除振替分の 10 万円により 800,000 円	
●母の所得金額の算出 表 3 により 0 円	

※申込みできます。(所得区分Ⅱ)

●その他の特別控除該当者（障害者控除）がいる場合

夫 (32 歳) : 給与年間収入金額 3,150,300 円	所得の合計 2,023,600 円 + 1,393,600 円 = 3,417,200 円
妻 (26 歳) : 給与年間収入金額 2,250,000 円	親族控除 380,000 円×2 名 = 760,000 円
子 (5 歳) : 障害 3 級 (障害者控除対象)	障害者控除 270,000 円×1 名 = 270,000 円
●夫の所得金額の算出 表 3 により 2,123,600 円	$\frac{3,417,200 \text{ 円} - 1,030,000 \text{ 円}}{12 \text{ ヶ月}} = 198,933 \text{ 円 (所得月額)}$
基礎控除振替分の 10 万円により 2,023,600 円	
●妻の所得金額の算出 表 3 により 1,493,600 円	
基礎控除振替分の 10 万円により 1,393,600 円	

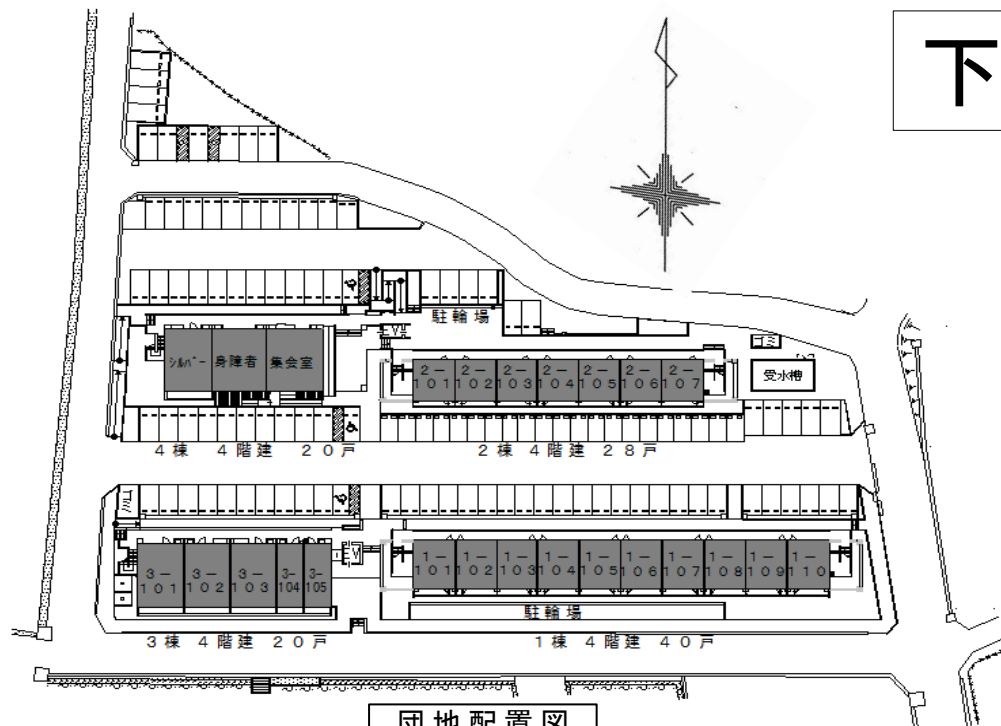
※申込みできます。(所得区分Ⅵ)

●同居しようとする親族以外に扶養している方がいる場合

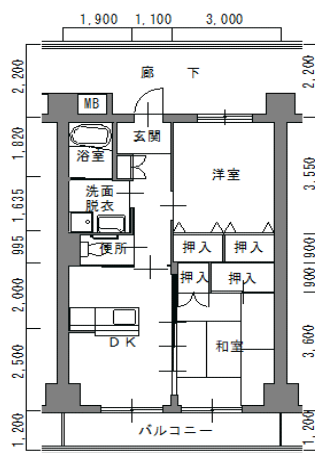
夫 (42 歳) : 給与年間収入金額 4,702,000 円	所得の合計 3,220,000 円 + 530,000 円 = 3,750,000 円
妻 (36 歳) : 給与年間収入金額 1,180,000 円	親族控除 380,000 円×5 名 = 1,900,000 円
子 (14 歳) : 中学生	(同居者 3 名 + 別居扶養者 2 名)
子 (9 歳) : 小学生	↓
父 (72 歳) : 別居扶養 (老人扶養親族控除対象)	老人扶養親族控除 100,000 円×2 名 = 200,000 円
母 (72 歳) : 別居扶養 (老人扶養親族控除対象)	$\frac{3,750,000 \text{ 円} - 2,100,000 \text{ 円}}{12 \text{ ヶ月}} = 137,500 \text{ 円 (所得月額)}$
●夫の所得金額の算出 表 3 により 3,320,000 円	
基礎控除振替分の 10 万円により 3,220,000 円	
●妻の所得金額の算出 表 3 により 630,000 円	
基礎控除振替分の 10 万円により 530,000 円	

※申込みできます。(所得区分Ⅲ)

下重原

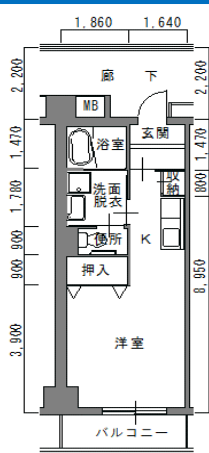


団地配置図

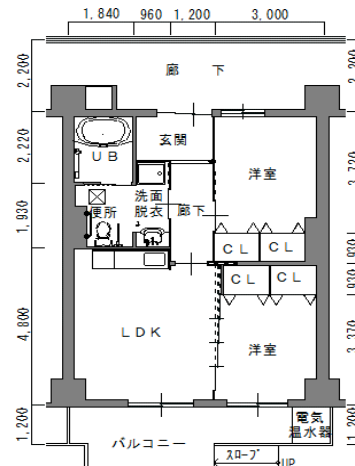


3棟 4棟

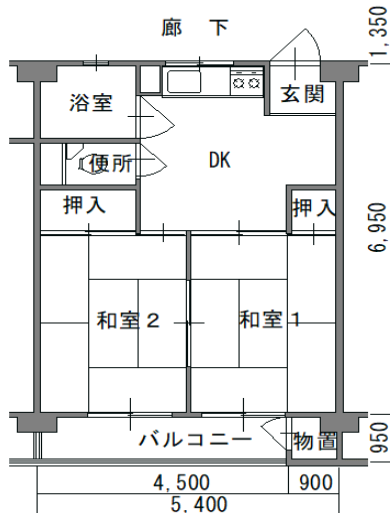
(2DK和室・洋室 シルバー用)



3棟 4棟(1R)



4棟(2LDK身障者用)



1棟

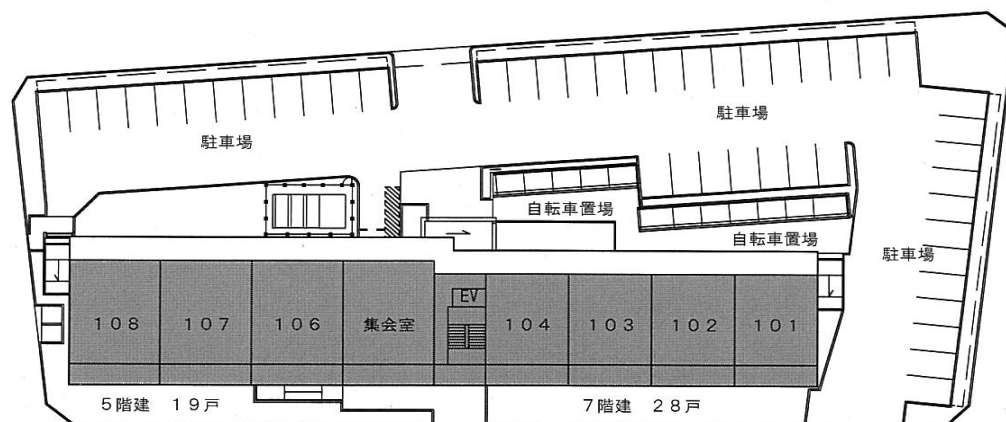


2棟

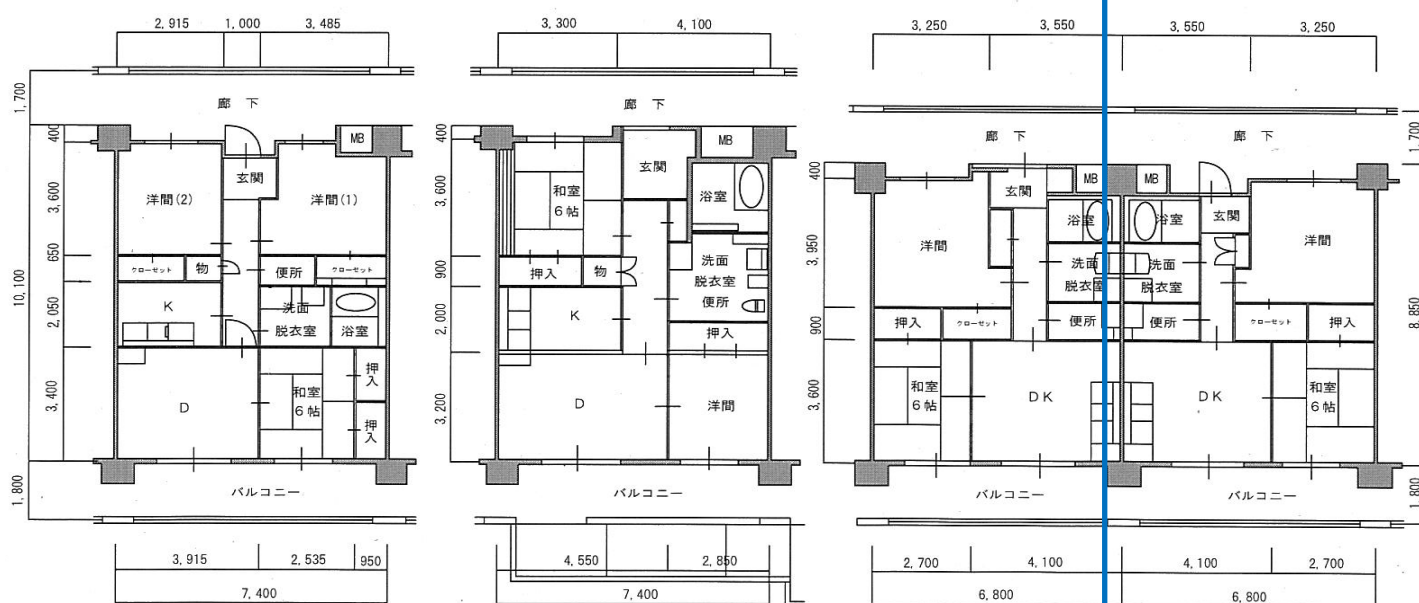
間取り図

※反転タイプも有ります

中山



団地配置図



3DK
一般

2DK
身障者向

2DK
高齢者向

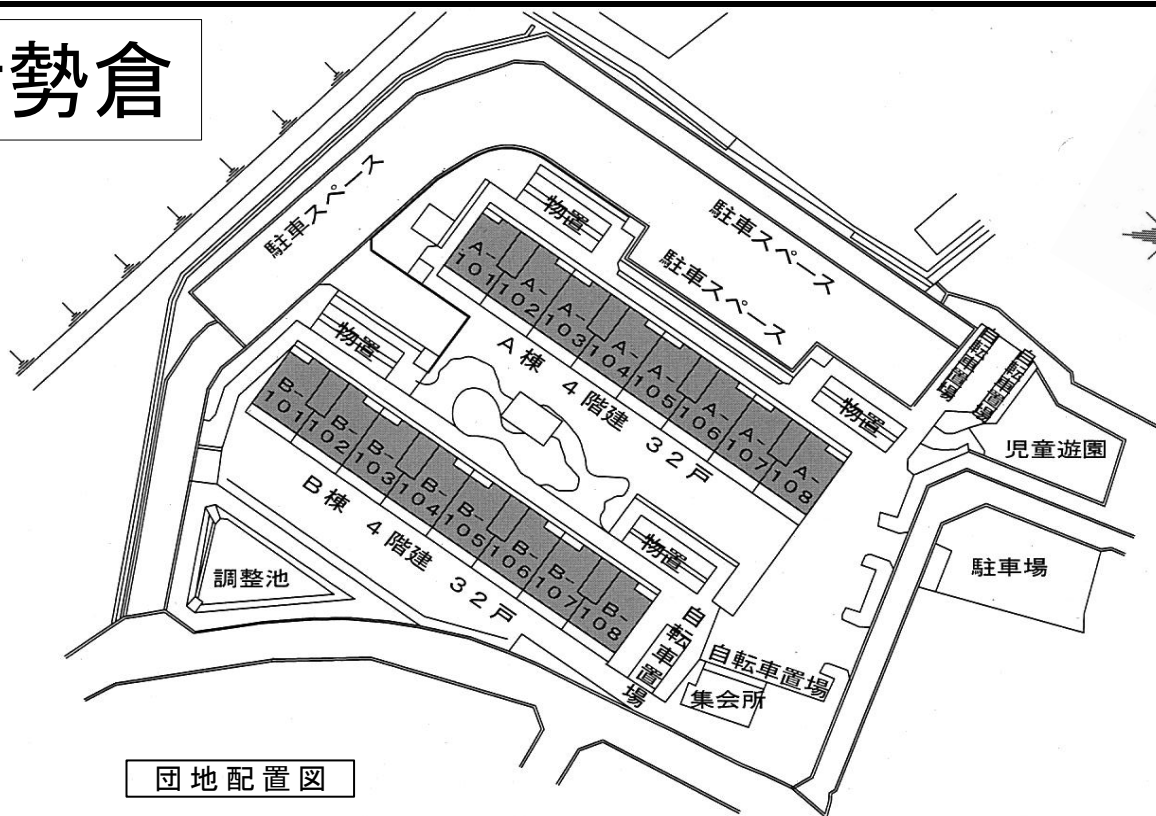
2DK
一般

※反転タイプも有ります

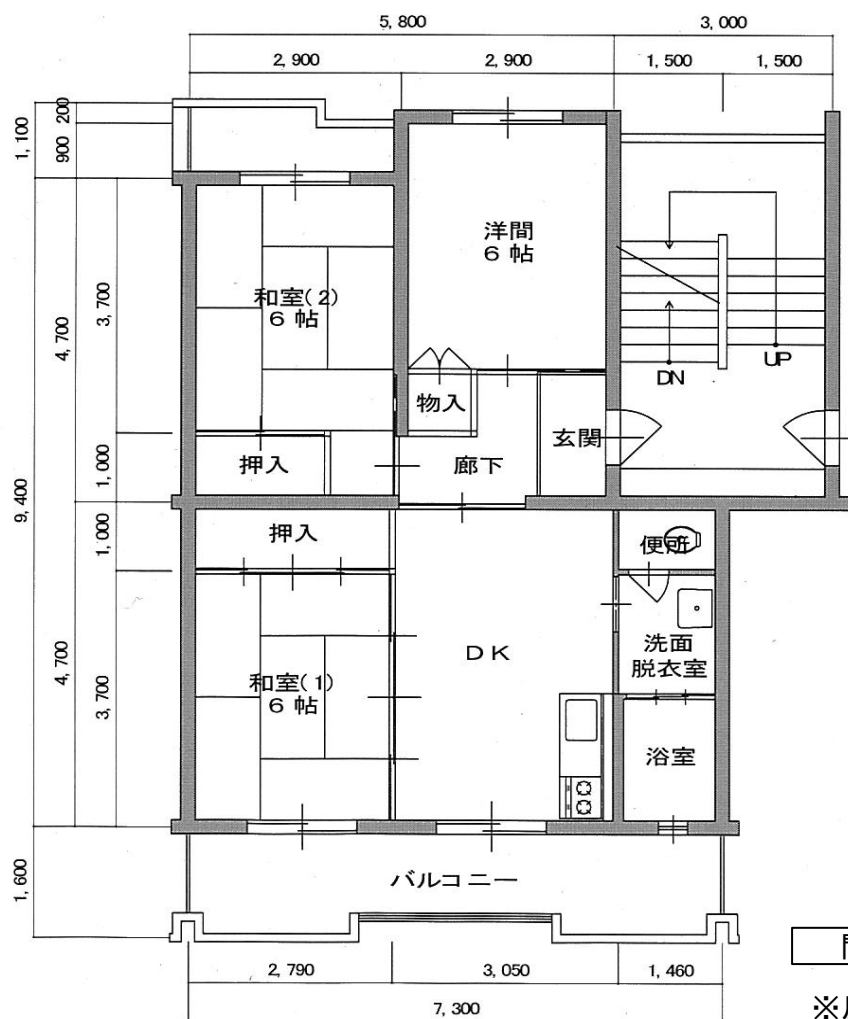
※反転タイプも有ります

間取り図

伊勢倉



団地配置図

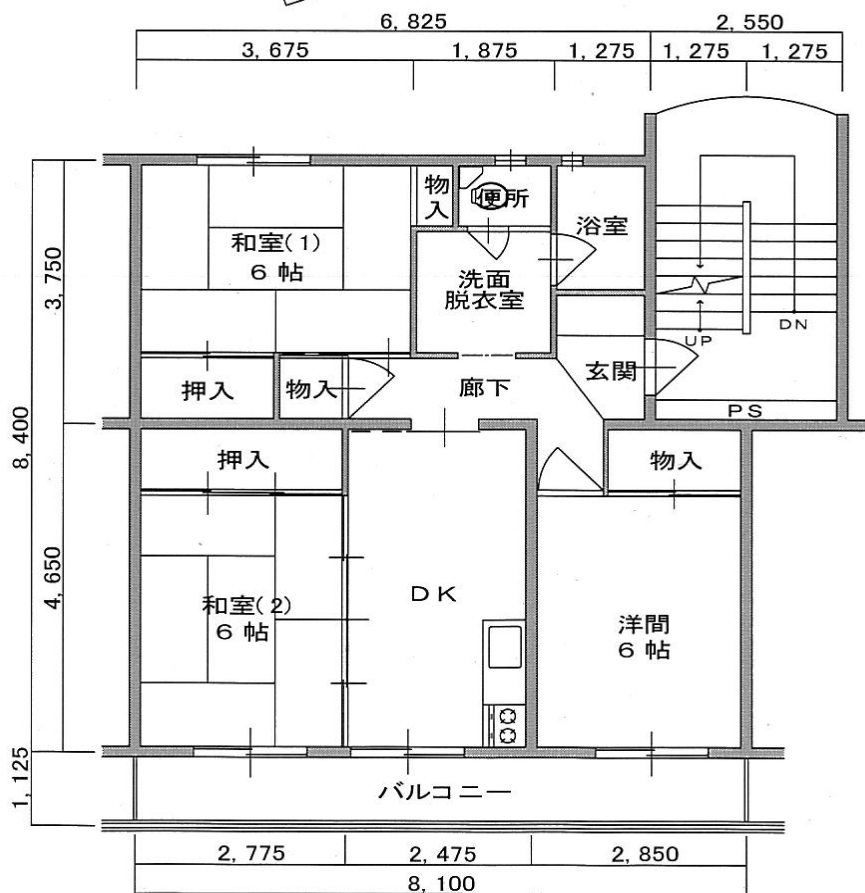
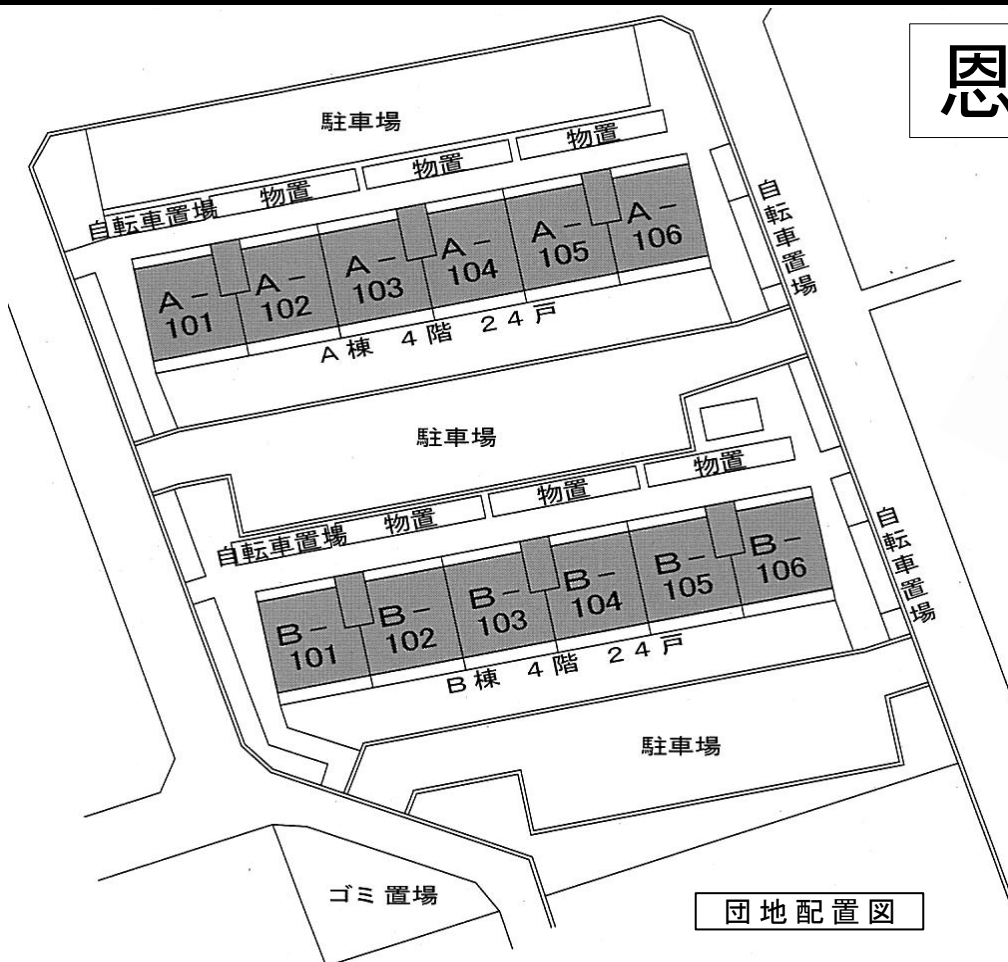


間取り図

間取り図

※反転タイプもあります

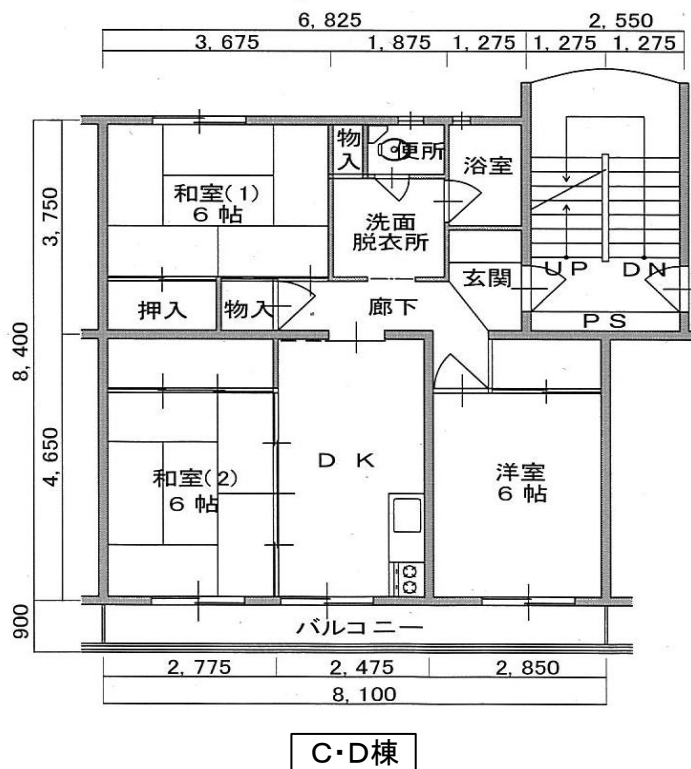
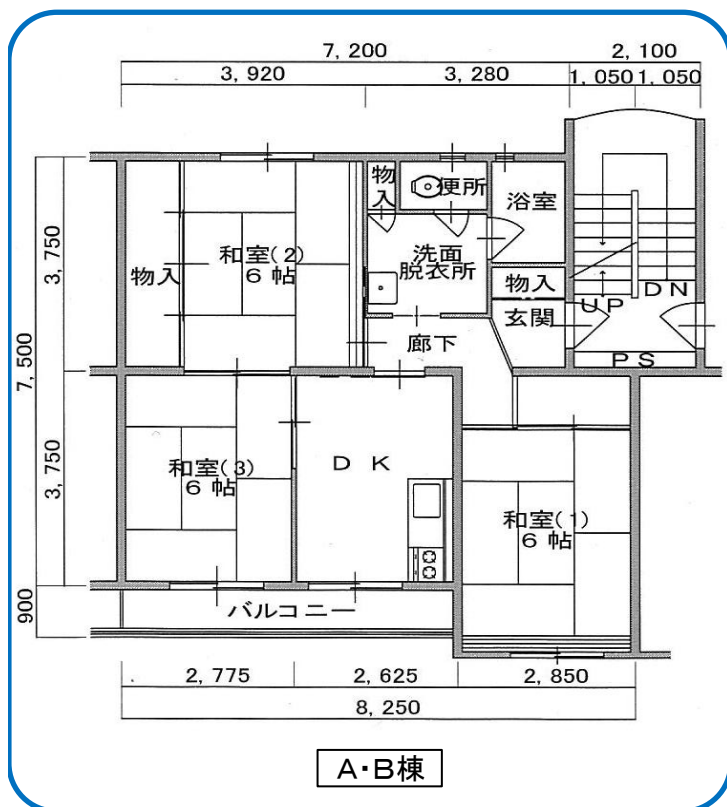
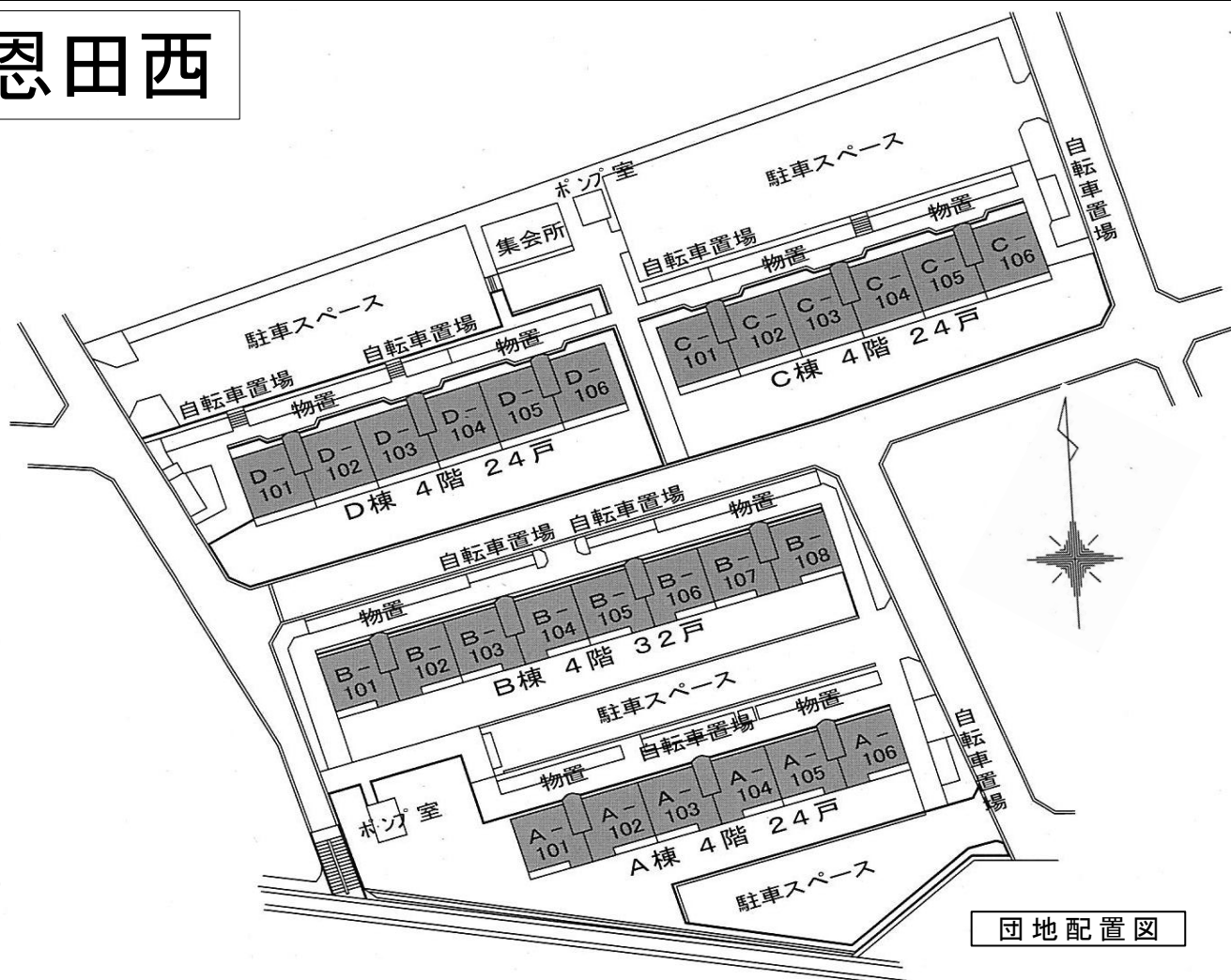
恩田東



間取り図

※反転タイプも有ります

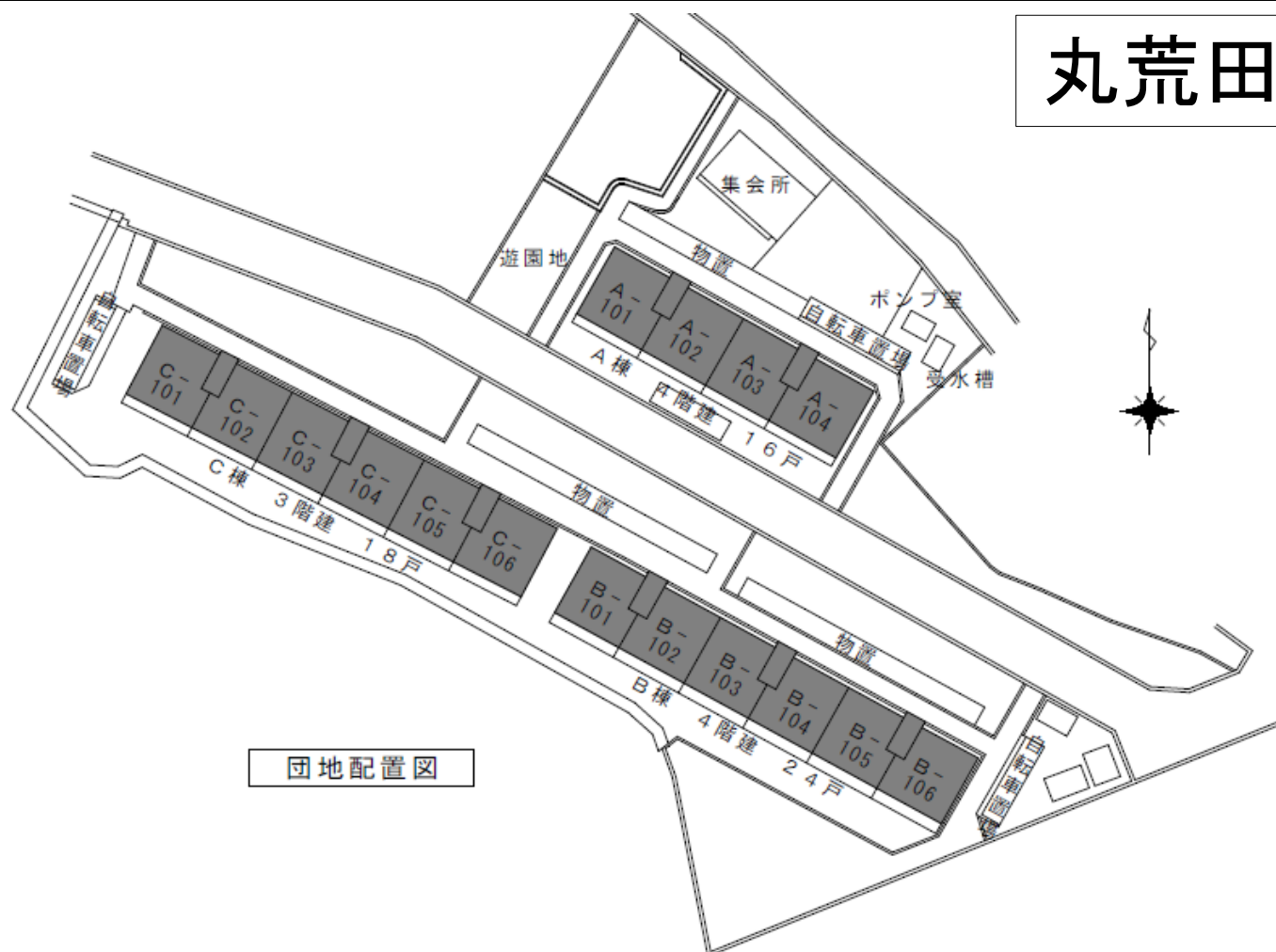
恩田西



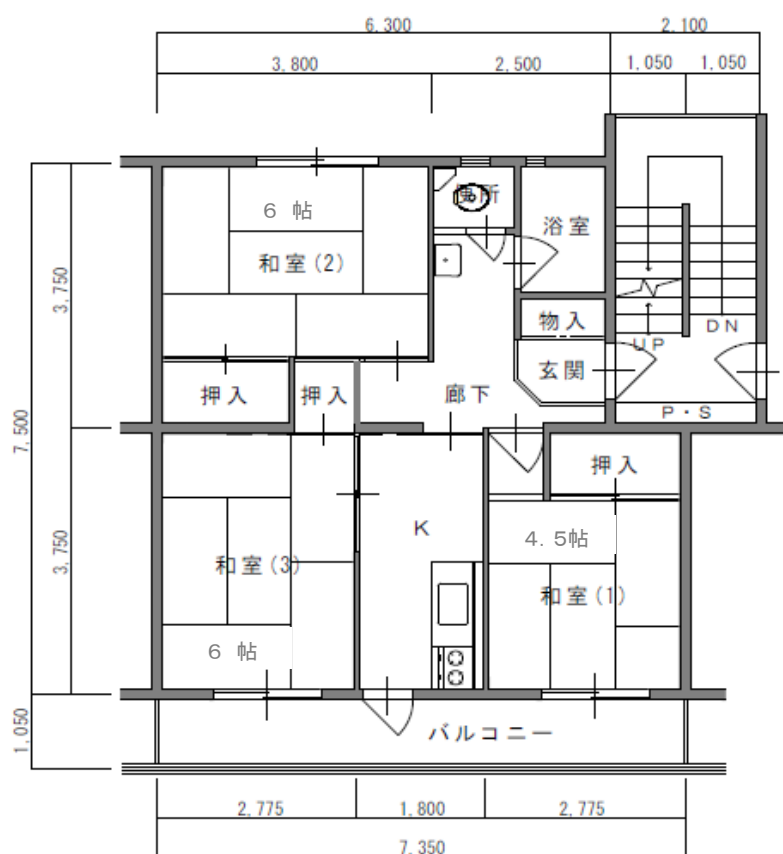
間取り図

※反転タイプも有ります

丸荒田



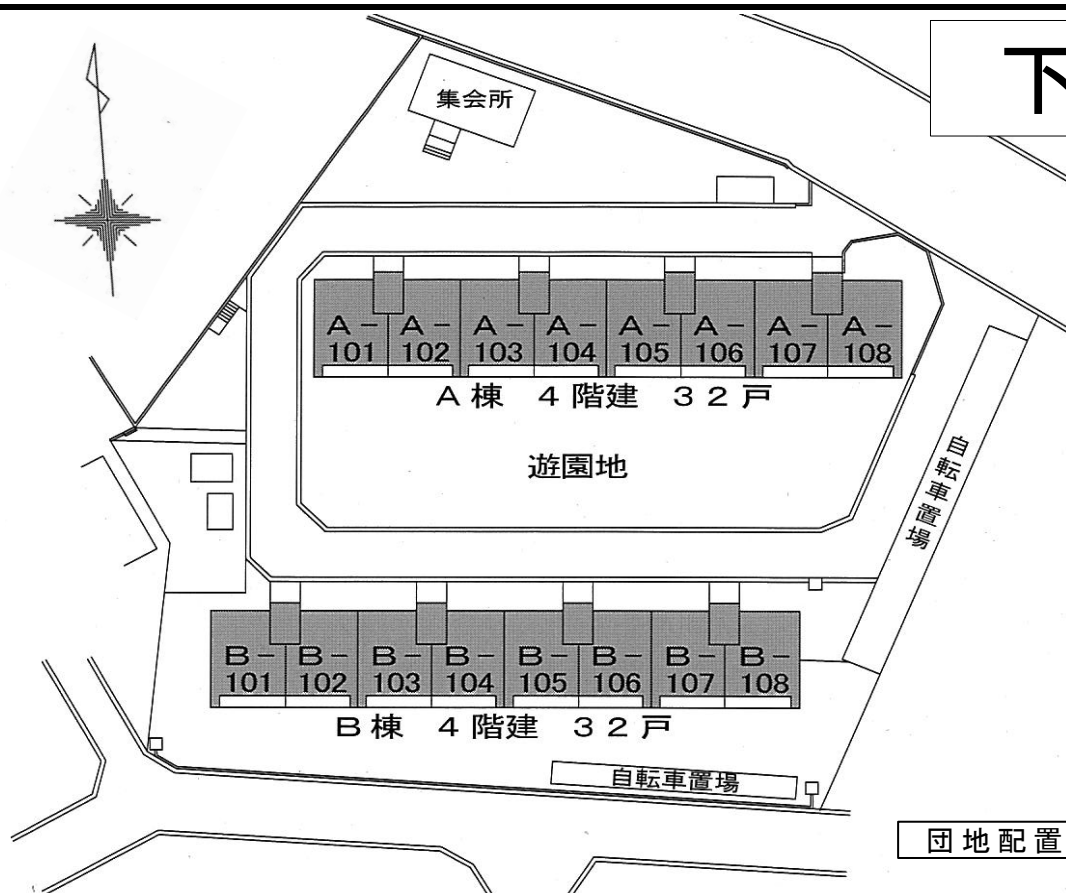
団地配置図



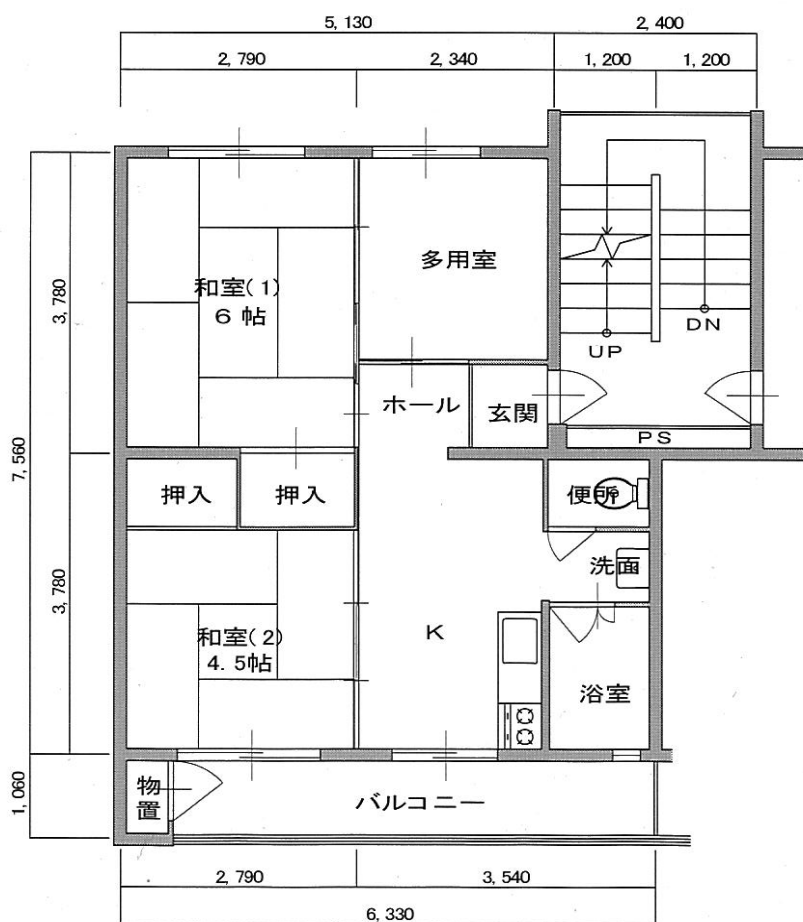
間取り図

※反転タイプも有ります

下松



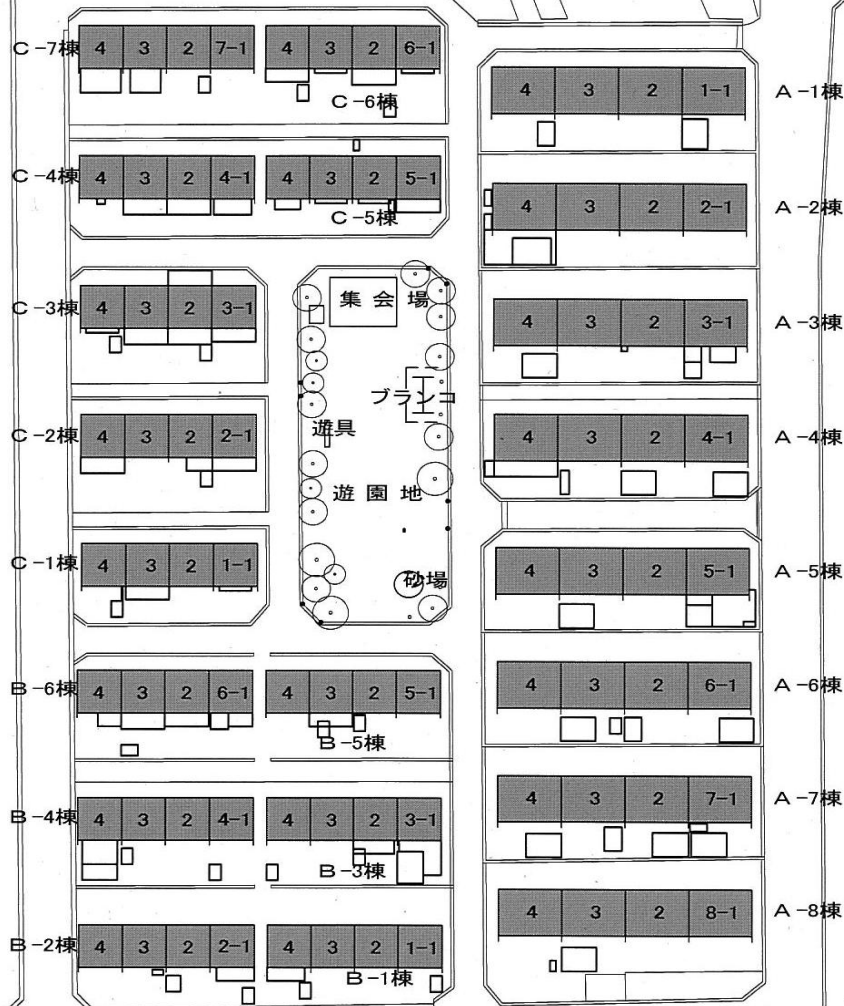
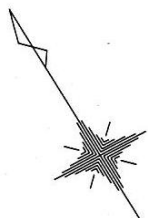
団地配置図



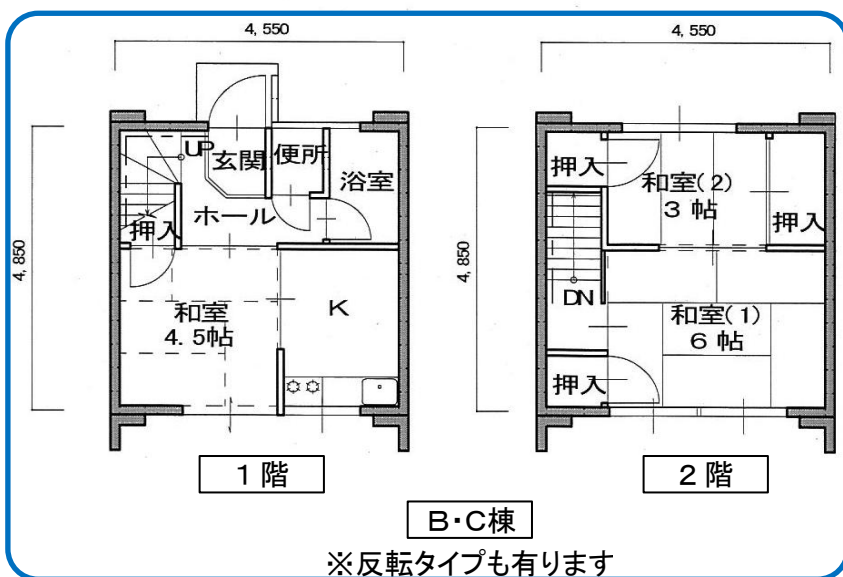
間取り図

※反転タイプも有ります

上沢渡



団地配置図



間取り図